

# 固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程

制定 平成19年3月20日

平成18年度規程第25号

一部改正 平成20年3月31日

平成19年度規程第72号

一部改正 平成21年2月2日

平成20年度規程第37号

一部改正 平成21年3月31日

平成20年度規程第41号

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第3号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

## (適用)

第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第3条 この規程において固体酸化物形燃料電池実証研究事業とは、我が国における固体酸化物形燃料電池システムの実負荷環境下における最新技術レベル及び技術的問題点を把握し、今後取り組む必要のある技術開発課題を抽出することを目的として、固体酸化物形燃料電池システムを機構が各年度の実施方針で定める事項にあわせて設置し、多様な実負荷環境下での運転データ、故障データ、効率データに関するデータ等の実証データの収集を行う実証研究事業をいう。

2 この規程において固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成事業（以下「助成事業」という。）とは、固体酸化物形燃料電池実証研究事業において、固体酸化物形燃料電池システムを機構が各年度の実施方針で定める事項にあわせて行う助成事業をいう。

3 この規程で「助成事業者」とは、「評価分析事業者」及び「設置運転事業者」をいう。評価分析事業者は、実証データの集約及び評価分析等を実施し、今後の固体酸化物形燃料電池技術開発

の開発課題の抽出を行う者をいう。設置運転事業者は、固体酸化物形燃料電池システムを設置し、実負荷環境条件下における実証データの取得を行う者をいう。

(交付の対象及び助成率)

第4条 機構は、助成事業者が行う助成事業を実施するために必要な費用のうち、助成金の交付の対象として機構が認める費用（以下「助成対象費用」という。）について予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成対象費用の区分及び助成率は別表1および別表2のとおりとする。ただし、別表1は評価分析事業者を、別表2は設置運転事業者を対象とする。

(交付に係る選定の基準)

第5条 機構は、評価分析事業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。

- 一 助成事業を的確に遂行するに足る実証データの収集及び評価分析能力を有すること。
- 二 助成事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 三 助成事業が研究開発の目標を達成するために十分に有効な実証研究候補を必要数確保する能力を有すること。

2 機構は、設置運転事業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。

- 一 固体酸化物形燃料電池システムを調達し、実負荷環境下の試験サイトに設置し、実証データを取得できる能力を有すること。
- 二 助成事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(交付の申請)

第6条 機構は、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするにあたって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定等)

第7条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 3 前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。
- 4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。
- 5 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係わる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 6 機構は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付にあたっての条件)

第8条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- 二 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、様式第7により、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 三 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- 四 助成事業者は、助成事業を遂行するため、売買、請負、賃貸借用その他の契約をするときは、一般競争入札に付すべきこと。ただし、助成事業の運営上、一般の競争入札に付することが著しく困難又は不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。
- 五 助成事業者は、助成事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 六 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- 七 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- 八 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- 九 助成事業者は、助成事業が完了したとき（第3号の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様

- 式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。
- 十 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- 十一 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
- 十二 助成事業者は、機構が第18条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- 十三 助成事業者は、第18条第1項の規定（但し、第17条第1項第6号の場合による取り消しは除く。）により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。
- 十四 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- 十五 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後5年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願若しくは取得又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第5による届出書を機構に提出すべきこと。
- 十六 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第15条第1項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 十七 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。
- 十八 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取り下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内に、様式第6による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- 十九 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間に、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、様式第20による収益状況報告書を機構に提出し、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。
- 二十 助成事業者は、機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うこと。

二十一 助成事業者は、助成事業年度の終了後5年間、機構が実施する事後評価及び追跡調査・評価に協力すること。（なお、助成事業終了から5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、期間を延長することがある。）

二十二 助成事業者は、労務費の算定にあたっては機構が別途定める単価を用いること。

二十三 助成事業者は、この規程に規定する様式（様式第1、3、4、6、7、9、11、12、17及び18を除く。）の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究員に委任することができること。

二十四 助成事業者は、固体酸化物形燃料電池システムを設置後6ヶ月間、機構と助成事業者が協議して決定した実証データ等の評価分析等及び取得を実施すべきこと。

二十五 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取り決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。

二十六 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。

二十七 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織（ポータルシステム）を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。

二十八 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為。以下、同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定）に基づき調査を行うこと。）

二十九 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。

2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第7条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

（申請の取下げ）

第9条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受け取った者から前条により付された条件のうち同条第1項第18号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（助成事業の内容の変更）

第10条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第7による計画変更

承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更の場合については、様式第8による計画変更届出書を提出させるものとする。

- 一 助成事業の実施方法等主要内容を変更しようとするとき。
  - 二 助成事業の期間を変更しようとするとき。
  - 三 助成対象費用の各項目に係る配分を変更しようとするとき。但し、業務運営費中、中項目ⅠからⅢの各項目に係る配分ごとにそのいずれか低い額の100分の5以内の流用は除く。
- 2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に速やかに通知するものとする。
- 3 第7条及び第8条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

#### (助成事業の承継)

第11条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業（助成事業に続く企業化等を含む。）を行う者が変更された場合において、その変更により事業を承継する者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、その者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

- 2 機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに当該承認の申請をした者に通知するものとする。

#### (助成金の額の確定)

第12条 機構は、助成事業が完了し、助成事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第10による確定通知書によって当該助成事業者に通知するものとする。

- 2 前項の助成金の確定額は、機構が交付の決定を行った助成金の額（当該交付決定が変更された場合には、変更後の額）と前項の規定による実績報告書により費目ごとに配分された費用の実支出額に別途定める助成率を乗じて得た額の合計額とのいずれか低い額とする。

#### (助成金の支払)

第13条 機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

- 2 機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第11による助成金概算払請求書又は様式第12による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

(財産の管理等)

第14条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第13による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。
- 3 助成事業者は、処分を制限された取得財産等についての管理台帳を備えて管理するとともに、助成事業の完了後、様式第14による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して提出しなければならない。

(財産の処分制限)

第15条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。
- 3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第15による財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 助成事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第2項の規定は適用しない。

(中止又は廃止の承認)

第16条 機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

- 2 機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第7に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第16により速やかに当該助成事業者に通知するものとする。
- 3 第12条の規定は、機構が第1項の承認をした場合に準用する。

(交付決定の取消)

第17条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- 二 助成事業者が、第7条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
- 三 助成事業者が、第8条の規定により付された条件に違反したとき。
- 四 助成事業者が、その他法令等に違反したとき。
- 五 助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
- 六 助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為を行った者、関与した者又

は責任を負う者として認定されたとき。

七 助成事業に従事した者が、助成事業に関して公的研究費の不正な使用等があったと認定されたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定は、第12条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 機構は、第1項に基づく取消をしたときは、様式第16に準じた様式により速やかに助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の返還等)

第18条 機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 機構は、第12条第2項の規定に基づき額の確定をした場合（第16条第3項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

3 機構は、前2項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者へ通知するものとする。

一 返還すべき助成金の額

二 加算金及び延滞金に関する事項

三 納期日

4 機構は、第1項又は第2項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、様式第17又は第18により報告させるものとする。

5 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第19条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第19により速やかに機構へ報告しなければならない。

2 機構は、第7条第4項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 前条第3項及び第5項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

(加算金の計算)

第20条 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

第21条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

#### (成果の普及)

第22条 機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及に努めるものとする。

#### (収益納付)

第23条 助成事業者は、助成事業終了後一定期間内に、助成事業に基づく収益があったときは、当該会計年度終了後20日以内に、様式第20による収益状況報告書を機構に提出するものとする。

2 前項に基づく報告は、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間とする。

3 機構は、前項の報告に基づき、助成事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

4 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計額を上限とする。

#### (その他必要な事項)

第24条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則 (平成19年3月20日平成18年度規程第25号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日平成19年度規程第72号)

この規程は、平成20年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年2月2日平成20年度規程第37号)

この規程は、平成21年2月2日から実施する。

附 則（平成21年3月31日平成20年度規程第41号）  
この規程は、平成21年4月1日から実施する。

(別表 1)

## 助成対象費用（評価分析事業者用）

大項目	中項目（費用の細目及び内容）	助成率
実証データの集約 及び評価分析等事 業費	I 設備費（機械装置等購入費） 実証研究に必要な機械装置、工具器具備 品の購入、製造、改造、借用、修繕に必 要な経費。	定額  限度額については、各年 度で機構が別に定める額と する。
	II 労務費 研究員、補助研究員等、実証研究に直接 従事する職員に対する人件費。	
	III その他の経費 （細目） 1 消耗品費 実証研究を行うために直接必要な消耗 品費。 2 外注費 実証研究に必要な環境測定（大気成分 分析、水質分析、騒音測定等）、調査等 の外注に必要な経費。 3 諸経費 実証研究を行うために直接必要な旅 費、海外調査費、通信費、情報収集・解 析・普及啓発、委員会・実証実施者連絡 会・報告会の開催等に必要な経費。	
	管理費	

(注)

管理費は、実証データ集約及び評価分析等事業費中、中項目 I から III の合計額の 10%以内とする。

(別表 2)

助成対象費用（設置運転事業者用）

大項目	中項目（費用の細目及び内容）	助成率
固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成事業費	I 燃料電池システム費用 （細目） 1 燃料電池本体費用	定額  なお、1台あたりの燃料電池システム費用（IIを含む）の限度額については、各年度で機構が別に定める額とする。
	II データ取得費用 （細目） 1 データ計測機器費用	

(様式第1)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付申請書

上記の件について、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金の交付を受けたいので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第6条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業の概要
- 2 助成金交付申請額 円
- 3 助成事業の開始及び終了予定年月日  
開始年月日 平成 年 月 日  
終了予定年月日 平成 年 月 日
- 4 連絡先  
担当者所属  
役職・氏名  
郵便番号、住所  
電話番号  
FAX番号  
Eメールアドレス

(注)

- 1 この申請書には、「助成事業内容等説明書(添付資料1)」及び「助成事業実施計画書(添付資料2)」を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(添付資料1)

助成事業内容等説明書 (平成 年度)

1 申請者の概要

- (1) 申請者名、住所、電話番号
- (2) 略歴
- (3) 資本金
- (4) 従業員数
- (5) 現在の主要事業内容

2 実証研究の体制等

- (1) 実証研究組織 (図示すること)
- (2) 実証研究の実施場所
- (3) 主任研究者の氏名、職名、所属、略歴及び連絡先
- (4) 実証研究に従事する人員

研究員	名
補助研究員	名
計	名

- (5) 他からの指導者又は協力者
- (6) 経理担当者の氏名、職名、所属、略歴及び連絡先

3 実証研究の内容等

- (1) 具体的ニーズと使用が予定される環境 (マーケットの現状及び将来の規模、競争環境)
- (2) 実証研究の目標
- (3) 上記目標設定の理由 (内外における技術動向等について説明すること。)
- (4) 実証研究の内容 ( (2) の目標を達成するために必要な実証研究の内容を説明すること。)
- (5) 実証研究の独創性・新規性の根拠
  - ① 実証研究の基盤となる取得特許、ノウハウ等の内容 (代表的特許等のコピーを添付すること。)
  - ② 実証研究の基となる技術を生み出したプロジェクト等
- (6) 他の補助金制度等による交付金受給の有無 (当該実証研究の全てもしくは一部及び当該実証研究に関連した事業で、これまでに国、機構、地方自治体等からの委託又は補助金交付を受けたことがある場合あるいは現在申請中の場合には、その概要を明記すること。)
- (7) その他 (申請に係る実証研究の実施について特に問題意識や背景があれば具体的に説明すること。)

#### 4 実証研究に係る計画

(評価分析事業者用)

##### (1) 実証研究実施日程計画

開始予定日 平成 年 月 日

終了予定日 平成 年 月 日

実証研究項目	平成 年度			
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期

##### (2) 実証研究費計画

実証研究全期間における助成事業の総費用 円

実証研究全期間における助成金交付申請額の総計 円

(助成率 定額助成)

(単位：円)

助成対象費用区分	平成 年度				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
実証データの集約及び表分析等事業費					
設備費					
労務費					
その他の経費					
管理費					
合 計					
助成対象費 合計					

(設置運転事業者用)

(1) 実証研究実施日程計画

開始予定日 平成 年 月 日

終了予定日 平成 年 月 日

実証研究項目	平成 年度				平成 年度			
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期

注) 単数年度交付の場合は1年間のみ記入

(2) 実証研究費計画

実証研究全期間における助成事業の総費用 円

実証研究全期間における助成金交付申請額の総計 円

(助成率 定額助成)

(単位:円)

助成対象費用区分	平成 年度				平成 年度				計
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	
固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成事業費									
燃料電池システム費用									
データ取得費用									
合計									
助成対象費合計									

注) 単数年度交付の場合は1年間のみ記入

5 期待される効果

6 機構が別途定める技術開発課題を達成するための有効性

(注)

- 1 助成金の交付申請額については、千円未満の端数を切り捨てること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(添付資料2)

助成事業実施計画書（平成 年度）

1 事業期間における実証研究の目標

2 事業期間における実証研究の内容

3 事業期間中の実証研究日程

開始予定日 平成 年 月 日

終了予定日 平成 年 月 日

日程表

実証研究 項目	予定 年月日			
		月	月	月

4 助成事業に要する費用の内訳

(単位：円)

費用区分	金額	助成金交付申請額
合計		

(注)

- 1 事業期間における助成事業に要する総費用を費用区分毎に記載すること。
- 2 助成金交付申請額については、千円未満の端数を切り捨てること。
- 3 費用については、別紙1及び別紙2の様式による積算内訳を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙1)

助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額

(単位：円)

費用区分	助成事業に要する費用の額	助成対象費用の額	助成率	助成金の交付申請額
合 計				

(注)

- 1 費用中、外注費等は分別計上すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙2) (評価分析事業者用)

助成事業に要する費用の四半期別発生予定額

(単位：円)

費用区分	助成事業に要する費用の額				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
合 計					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙2) (設置運転事業者用)

助成事業に要する費用の四半期別発生予定額

(単位：円)

費用区分	助成事業に要する費用の額								
	平成 年度				平成 年度				計
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	
合 計									

(注) 単数年度交付の場合は1年間の予定を記入すること。

用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第2)

番 号  
年 月 日

申請者の名称及び

代表者等名

あて

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 名

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請がありました固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 助成金の対象となる事業及び内容

平成 年 月 日付け第 号をもって申請があったとおりとする。

2 助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額及び助成金の額は次のとおりとする。

助成事業に要する費用の額	金	円
助成対象費用の額	金	円
助成金の額	金	円

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする（単数年度交付の場合は不要。）

	助成事業に要する 費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金 (円)
平成 年度			
平成 年度			

ただし、助成事業の内容が変更された場合において助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

3 助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びにこれらに配分された費用の額に対応する助成金の額の区分は、別表のとおりとする。

4 助成金の額の確定は、交付決定された助成金の額と実績報告書により費目ごとに配分された費用の実支出額に助成率を乗じて得た額の合計額とのいずれか低い額とする。

5 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程（以

下「交付規程」という。)の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為(虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など)がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 交付規程第17条の規定による交付の取消、第18条の規定による助成金の返還及び加算金の納付。
  - (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
  - (3) 相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
  - (4) 機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。
  - (5) 助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。
- 6 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程第19条の定めるところにより消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。
- 7 助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。
- (1) 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
  - (2) 助成事業者は、助成事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
  - (3) 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
  - (4) 助成事業者は、助成事業を遂行するため、売買、請負、賃貸借用その他の契約をするときは、一般競争入札に付すべきこと。ただし、助成事業の運営上、一般の競争入札に付することが著しく困難又は不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。
  - (5) 助成事業者は、助成事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
  - (6) 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日(助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日)の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
  - (7) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
  - (8) 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
  - (9) 助成事業者は、助成事業が完了したとき(第3号の廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。)までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年

度の末日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。

- (10) 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。
- (12) 助成事業者は、機構が交付規程第18条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- (13) 助成事業者は、交付規程第18条第1項の規定（但し、第17条第1項第6号の場合による取り消しは除く。）により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。
- (14) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- (15) 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後5年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願若しくは取得又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第5による届出書を機構に提出すべきこと。
- (16) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規程第15条第1項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとすることをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (17) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (18) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内に、助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- (19) 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間に、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、収益状況報告書を機構に提出し、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。
- (20) 助成事業者は、機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その

結果に基づく機構の判断に従うこと。

- (2 1) 助成事業者は、助成事業年度の終了後 5 年間、機構が実施する事後評価及び追跡調査・評価に協力すること。（なお、助成事業終了から 5 年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、期間を延長することがある。）
- (2 2) 助成事業者は、労務費の算定にあたっては機構が別途定める単価を用いること。
- (2 3) 助成事業者は、この規程に規定する様式（様式第 1, 3, 4, 6, 7, 9, 11, 12, 17 及び 18 を除く。）の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。
- (2 4) 助成事業者は、固体酸化物形燃料電池システムを設置後 6 ヶ月間、機構と助成事業者が協議して決定した実証データ等の評価分析等及び取得を実施すべきこと。
- (2 5) 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取り決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。
- (2 6) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。
- (2 7) 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織（ポータルシステム）を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。
- (2 8) 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為。以下、同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日制定）に基づき調査を行うこと。）
- (2 9) 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

(別表)

助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額

(単位：円)

費用区分	助成事業に要する費用の額	助成対象費用の額	助成率	助成金の額
合 計				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第3)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金に係る事故報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた上記助成金に係る助成事業の遅延等について、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第8条第7号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の現在の進捗状況
- 2 遅延等の原因及び内容
- 3 遅延等に係る金額 金 円
- 4 遅延等に対してとった措置
- 5 遅延等が助成事業に及ぼす影響
- 6 今後の助成事業の遂行及び完了の予定

(注)

- 1 助成事業の現在の進捗状況には、当初の計画との差異についても記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第4)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金に係る実績報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた上記助成金に係る助成事業が完了しましたので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第8条第9号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の実施内容
- 2 助成金の交付決定年月日、番号及び交付決定額
  - (1) 交付決定年月日 平成 年 月 日
  - (2) 番 号 第 号
  - (3) 交付決定額 円
- 3 助成金受領額及び受領年月日
  - (1) 受領額 円
  - (2) 内 訳
    - ① 第 回概算払額 円 平成 年 月 日
    - ② 第 回概算払額 円 平成 年 月 日
- 4 助成事業結果報告書（別紙1）
- 5 助成事業の収支決算
  - (1) 事業費用総括表（別紙2）
  - (2) 収支明細表（別紙3）

(注)

- 1 様式第14の「取得財産等管理明細表」を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙1)

## 助成事業結果報告書

助成事業の名称 固体酸化物形燃料電池実証研究事業

- (1) 助成事業者名
- (2) 事業の目的
- (3) 事業の実施場所の概要
- (4) 事業期間
- (5) 事業の体制
  - 1) 主任研究員の氏名、職名及び略歴
  - 2) 他からの指導又は協力に関する事項
- (6) 事業成果及び考察

(注)

- 1 必要と思われる事項は、適宜項目を追加して記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙2)

事業費用総括表

(単位：円)

1 固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成事業費	
2 実証データの集約及び評価分析等事業費	
計	

(注)

- 1 事業費用欄には、実支出額を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙3)

収支明細表

交付決定額 及び 決算額  助成対象 費用区分	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	助成対象費 用の額	助成金の額	助成対象費 用の額	助成金の額	助成対象費 用の額	助成金の額
合 計						

(単位：円)

決算額					差引助成金 返納額	備考
収入	支出					
助成金の収 入額	助成対象費 用の実績額	助成対象費 用の限度額	助成率	助成金の額		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第5)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金に係る成果発表及び産業財産権等届出書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた上記助成金に係る助成事業に関して、下記のとおり学術誌等で発表又は産業財産権等の出願又は取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第8条第15号の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 開発題目
- 2 論文発表
  - 1) 発表題目
  - 2) 発表形態  
(査読の有無、使用言語（日本語、英語等）、名称)
  - 3) 論文掲載年月日
  - 4) 著者  
(所属、役職、氏名)
- 3 産業財産権等の出願又は取得
  - 1) 種類（産業財産権等の名称）
  - 2) 出願又は取得年月日
  - 3) 内容  
(出願番号、出願人、登録番号、譲渡日、実施権の設定日等を記載する。)
  - 4) 相手先及び条件（譲渡又は実施権の設定の場合）

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第6)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた上記助成金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることにしたので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第8条第18号の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付申請の取下げ理由
- 2 取下げられた交付の申請に係る助成対象費用及び助成金の額
  - (1) 助成対象費用
  - (2) 助成金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第7)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた上記助成金に係る助成事業計画を下記のとおり変更したいので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第10条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由
- 3 計画変更が助成事業に及ぼす影響及び効果
- 4 計画変更後の費用の配分（新旧対比のこと。）
- 5 同上の算出根拠

(注)

- 1 計画変更の内容は、何をどのように変更するのか、できるだけ詳細に記入すること。
- 2 計画変更の理由は、できるだけ詳細に記入すること。
- 3 中止又は廃止にあたっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
- 4 助成事業の全部又は一部の中止にあたっては、その後の措置について記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第8)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成事業計画変更届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた上記助成金に係る助成事業計画を下記のとおり変更したいので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第10条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由
- 3 計画変更が助成事業に及ぼす影響及び効果
- 4 変更期日

(注)

- 1 計画変更の内容は、何をどのように変更するのか、できるだけ詳細に記入すること。
- 2 計画変更の理由は、できるだけ詳細に記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第9)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成事業承継承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた上記助成金に係る助成事業に関して、平成 年 月 日付けをもって、 により固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成事業に係る地位を承継し、助成事業を継続して実施したいので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 旧助成事業者の名称
- 2 助成事業の地位の承継理由
- 3 助成事業の内容
- 4 交付決定通知書の日付け及び番号  
平成 年 月 日 第 号
- 5 交付決定通知書に記載された助成金の額  
円
- 6 既に交付を受けている助成金の額  
円

(注)

- 1 承継にあたっては、承継に関する当事者の契約書の写し、承継者の経歴及び状況を示す事業概要書及び承継する助成事業の責任ある遂行に関する承継者の契約書を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第10)

番 号  
年 月 日

申請者の名称及び

代表者等名 あて

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金の額の確定通知書

上記の件について、平成 年 月 日付け第 号をもって提出された上記助成金に係る実績報告書を検討の結果、助成金の額を下記のとおり確定したので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第12条第1項の規定に基づき通知します。

記

助成金の確定額 金 円

費用区分	助成金交付 決定額 (円)	決 算 額 (円)		助成金の確定額 (円)	備考
		助成対象費用	助成金の額		
合 計					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第11)

番 年 月 号 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金第 回概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた上記助成金に係る第 回概算払いを受けたいので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第13条第2項の規定に基づき概算払を下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求金額 金 円

内訳

助成金交付決定額	金	円
概算払受領額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

2 振込先

銀行	支店	預金
口座番号		番
名義人		

3 経費発生状況調書 (別紙)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙)

経費発生状況調書

助成事業の名称：平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業

助成事業期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

助成事業者の名称：

概算払済額合計 円

今回要支払額 円

対象期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

費用区分	助成金交付決定額		前期までの実績額合計	月実績	月実績	月実績	月実績	月実績	月実績	これまでの実績額合計	実績合計に対する助成金額(B)	過不足額(A)-(B)	実績による助成額
	〇〇年度助成対象費用	助成金額(A)											
合計													

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第12)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金精算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた上記助成金に係る精算払いを受けたいので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第13条第2項の規定に基づき精算払を下記のとおり請求します。

記

1 精算払請求金額

金 円也

内訳

助成金の確定額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円

2 振込先

銀行 支店 預金  
口座番号 番  
名義人

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第13)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金に係る財産処分による収入金報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた上記助成金に係る財産処分により収入金がありましたので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 助成金の確定通知額及び年月日
- 2 助成対象費用の合計額
- 3 既に収入金又は収益金として返還した金額及び年月日
- 4 収入金の合計額
- 5 処分した財産及び収入金の内訳（別紙）
- 6 納付すべき金額及び年月日

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙)

処分した財産及び収入金の内訳

財産等の 名称	数量	取得 単価	取得 価格	取 得 年月日	処 分 年月日	残存簿価	処分による 収入金 (円)	算出根拠	処分の 方式
合計									

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第14)

取得財産等管理明細表 (平成 年度)

区分財産名	財産名 (規格)	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考

(注)

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の財産とする。
- 2 財産の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍・資料、(ニ)無体財産権(産業財産権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して差し支えない。単価が異なる場合は分別して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第15)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金に係る財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた上記助成金に係る助成事業について、下記のとおり取得財産等を処分したいので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第15条第3項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 処分しようとする財産名（種別、仕様、数量の別）
- 2 取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由
- 6 相手方（住所、氏名、使用の場所及び目的）
- 7 処分の条件（注2参照）

(注)

- 1 処分の方法として、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載する。
- 2 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手のある場合、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。
- 3 目的外使用については、使用する目的、使用期間等を具体的に記載した書類を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。



(様式第17)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金返還報告書（取消に係るもの）

平成 年 月 日付け第 号をもって通知を受けた に対する上記助成金の  
交付決定の取消に伴い、当該取消に係る部分の助成金を返還したいので、固体酸化物形燃料電池  
実証研究事業費助成金交付規程第18条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定の取消の年月日
- 2 既に交付を受けている助成金の額
- 3 返還すべき金額及び年月日
- 4 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金
- 5 加算金の算出基礎
- 6 延滞金の算出基礎
- 7 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第18)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金返還報告書（確定に係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた上記助成金について、助成金の額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている助成金のうち当該確定額を超える部分について返還したいので、固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第18条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成金の確定通知額及び年月日
- 2 既に交付を受けている助成金の額
- 3 返還すべき金額及び年月日
- 4 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金
- 5 延滞金の算出基礎
- 6 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第19)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金に係る消費税及び地方消費税  
の額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた上記助成金  
について、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定したので、固体酸化  
物形燃料電池実証研究事業費助成金交付規程第19条第1項の規定に基づき下記のとおり報告し  
ます。

記

- |   |                                                   |   |   |
|---|---------------------------------------------------|---|---|
| 1 | 助成金の確定通知額                                         | 金 | 円 |
| 2 | 助成金の交付の決定時における消費税及び地方消費税に係る<br>仕入控除税額(A)          | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る<br>仕入控除税額(B) | 金 | 円 |
| 4 | 助成金の返還相当額 (B - A)                                 | 金 | 円 |

(注)

- 1 別紙として精算の内訳を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第20)

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度固体酸化物形燃料電池実証研究事業費助成金に係る収益状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の助成事業に  
関し、平成 年度に収益がありましたので、平成 年度収益状況について、固体酸化物形燃  
料電池実証研究事業費助成金交付規程第23条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

収益実績報告

助成 金確 定額	助成事業に 係る本年度 収益額	控 除 額	助成事業に 係る支出額	基準 納付 額	前年度までの助成 事業に係る機構へ の累積納付額	本年 度納 付額	備 考

(注)

- 1 「助成事業に係る本年度収益額」とは、助成事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額をいう。
- 2 「控除額」とは、助成事業に係る支出額のうち、助成事業者が自己負担によって支出した額の5分の1をいう。
- 3 「助成事業に係る支出額」とは、助成事業が完了した年度までに助成対象費用として支出されたすべての経費をいう。
- 4 「基準納付額」とは、助成事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に、「助成金確定額」を乗じ、「助成事業に係る支出額」で除した額をいう。
- 5 「前年度までの助成事業に係る機構への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 6 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計が助成金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額になる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が助成金確定額を超える場合には、助成金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額になる。
- 7 その他、助成事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。